

衆議院議長 川原茂輔

内閣總理大臣 男爵田中義一殿

衆議院書記官長 中村藤兵衛



意見書

請願文書表第一〇三六號

一 關ニ高等蠶業教育機關設置ノ請願

東京市麴町區霞ヶ關二丁目一番地官吏千葉次雄外二名

呈出(紹介議員小野寺章君)

右請願ノ要旨ハ東北地方ハ由來蠶業地トシテ天賦ノ地位ヲ有スルニ拘ラス之ヲ指導助長スヘキ機關ノ缺如セルハ同地方産業開發上甚タ遺憾ニ堪ヘサルトコロナリ而シテ岩手縣西磐井郡一關町ハ東北地方蠶業ノ中心ヲ爲スカ故ニ同地ニ高等蠶業教育機關ヲ設置スルコトハ刻下ノ急務ナリト信ス依テ同地ニ前記機關ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

昭和四年三月二十五日

衆乙三八五

(請願特別報告第四九七號)

衆議院議長 川原茂輔



内閣總理大臣 男爵田中義一殿

衆議院書記官長 中村藤兵衛



意見書

(請願特別報告第四九八號)

請願文書表第一〇三七號

荒川堤外地水難救済施設ニ關スル請願 埼玉縣北足立郡笹目村長奥住安五郎外五名呈出

(紹介議員秦豊助君外一名)

右請願ノ要旨ハ埼玉縣ヲ貫流スル荒川上流改修工事進捗ニ從ヒ該工事堤内居住民ハ治水上莫大ナル利益ヲ受ケツツアルニ反シ堤外沿岸地方ハ氾濫激増シ之ヲ昭和三年八月ノ大洪水ニ徴スルニ四尺乃至八尺ノ氾濫セル激流ハ家財家畜ヲ襲ヒ多大ノ損害ヲ蒙レリ今ニシテ適當ナル施設ヲ爲サスムハ堤外地居住民ハ自滅ニ瀕スルヤ必セリ依テ速ニ之カ救済策ヲ講セラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

昭和四年三月二十五日

衆乙三八六